

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2019 年 11 月 21 日号をお送りします。

▼ 法令情報

>>> 祝日、勤務時間および残業時間についての労働法改正草案

>>> 2020 年度の地域別最低賃金

>>> 法人税に関する新通達草案

>>> 取引先従業員用の社宅にかかる減価償却費は損金不算入

【人事労務】 祝日、勤務時間および残業時間についての労働法改正草案

=====

=====◆◇◆◇◆

11 月 6 日に、労働省は政府の委任を受けて労働法改正草案の主要な内容を国会常任委員会に報告した。具体的な内容は以下の通りである。

1. 祝日の追加

10 月 23 日に開催された国会において、政府は「6 月 28 日（ベトナム家族の日）」を祝日に追加することに同意した。

2. 勤務時間の維持

以前、1 週間の勤務時間を 48 時間から 44 時間に削減する案があったが、政府は勤務時間を現行規定の 1 週間あたり 48 時間から変更しないことを提案した。

一方、政府は勤務時間の短縮を奨励しているため、「労働者側が勤務時間を削減したい場合、会社は労働者との交渉を積極的に行わなければならない」という規定の追加を提案した。

3. 残業時間

特別な場合における残業時間の上限を 1 年間あたり 300 時間から 400 時間に増加させる案に対して、政府は 1 ヶ月の残業時間の上限を 40 時間以内とすることを提案した。

特別な場合とは、繊維、履物、魚介類加工、電子組立、および政府の指示に従って緊急性があり作業の遅延ができない場合の適用を想定する。

上記内容は、労働法の改正草案に関する労働省および関連機関の提案のみであり、

まだ正式には発行されていない。国会は 2019 年末の会議において、

改正草案を正式に承認する予定である。改正草案が正式に発行された際には、

再度通知させていただく。

【人事労務】 2020 年度の地域別最低賃金

=====

=====◆◇◆◇◆

2019 年 11 月 15 日に政府は労働契約に基づき就業する従業者に対する地域別最低賃金に関する政令 Decree 90/2019/ND-CP（以下、「Decree 90」）を発行した。当該政令によると、2020 年 1 月 1 日以降の地域別最低賃金の月額、以下の通り政令 Decree 157/2018/ND-CP に規定された月額より 150,000～240,000 VND 引き上げられる。

- 地域 I：4,420,000 VND/月（前年比 240,000 VND 増）
- 地域 II：3,920,000 VND/月（前年比 210,000 VND 増）
- 地域 III：3,430,000 VND/月（前年比 180,000 VND 増）
- 地域 IV：3,070,000 VND/月（前年比 150,000 VND 増）

地域別最低賃金とは、会社と従業者が合意の上、給与を支払う最低水準の金額であり、地域別最低賃金の増加により、会社は賃金テーブルや労働契約書の最低給与額、並びに社会保険・健康保険・失業保険等の強制保険の計算基準の金額を確認することが必要である。

Decree 90 は 2020 年 1 月 1 日より有効となる。

参考文献：

政令 Decree 90/2019/ND-CP; 政令 Decree 157/2018/ND-CP

【税制】 法人税に関する新通達草案

=====

=====◆◇◆◇◆

法人税に関する 2014 年 8 月 2 日付の通達 Circular 78/2014/TT-BTC 号が発行されて以降、財務省は関連する改正・補足通達を発行してきた。

現状、多くの関連通達があり複雑となっているため、通達 Circular 78/2014/TT-BTC 号および関連通達に代わり、法人税に関する新通達の草案を発行した。

草案は 2019 年 11 月 8 日付で財務省ホームページに掲載されており、2020 年に正式に

発行される見込みである。

新通達の草案は通達 Circular 78/2014/TT-BTC 号および関連通達に基づいて作成されているため、大きな変更点は多くない。新通達における主な留意点は以下の通りである。

- 法人税申告書類に、固定資産の減価償却方法に関する添付フォームが追加される
- 会社の事業に使用されていない土地に対する賃借料は損金不算入となる
- 環境に関するリスク防止のための基金および損害賠償にかかる費用は損金算入が認められる
- 法人税優遇対象となる拡張投資部分の課税所得の算出について、既存投資部分と拡張投資部分の課税所得を分けて管理できない場合、既存投資部分と拡張投資部分の課税所得の算出には、全体の課税所得を按分する方法が認められている。現行の按分方法は「投資金額の割合を用いる方法」と「固定資産の取得原価率を用いる方法」を選択できるが、草案では「固定資産の取得原価率用いる方法」のみに限定される。

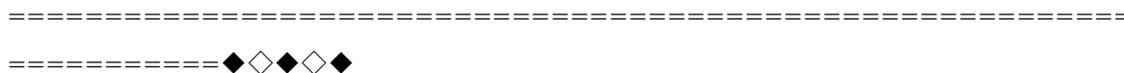
改正草案が正式に発行される際には、当ニュースレターでも共有させていただく。

参考文献：

2014 年 8 月 2 日付の通達 Circular 78/2014/TT-BTC 号



【税制】 取引先従業員用の社宅にかかる減価償却費は損金不算入



2015 年 6 月 22 日付通達 Circular 96/2015/TT-BTC 号第 6 条 2.2 項 a 号の規定によると、従業員用に建設または購入した社宅にかかる減価償却費は損金算入が認められている。しかし、税務総局発行のオフィシャルレター Official Letter 4492/TCT-CS 号によると、取引先従業員用に建設または購入した社宅にかかる減価償却費の損金算入は認められていない。そのため、社宅を取引先の従業員が使用する場合は注意が必要である。

なお、社宅を建設または購入せずに、取引先従業員の宿泊施設の費用を代わりに負担する場合、会社と取引先との契約書において取引先従業員の宿泊費を会社が負担する旨明記していれば、宿泊費の損金算入が認められる。

参考文献

2019 年 11 月 4 日付税務総局発行のオフィシャルレター Official Letter 4492/TCT-CS 号

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
